

公務員賃金引き下げに反対する取り組みの強化について

2013年2月26日

全日本教職員組合

1、安倍政権下における公務員賃金をめぐる動き

(1) 昨年12月の総選挙において、35人学級実現や教育の無償化などのごく一部の政策をのぞき国民の期待を悉く裏切った民主党政権が惨敗し、自公連立による第二次安倍政権が生まれました。自民党は総選挙で掲げた「将来の国家像を見据え、計画性を持って地方公務員等を含む公務員総人件費を国・地方合わせて2兆円削減」「生活保護費（給付水準の原則1割カット）・医療費扶助の適正化」などの政策を、T P P参加や原発再稼働などともに推進しようとしています。

(2) 財務省の財政制度審議会は、政権交代後の1月21日に「平成25年度予算編成に向けた考え方」との報告を取りまとめました。報告では「国家公務員人件費の削減と基調をあわせて地方財政計画の給与関係経費を見積もる必要がある」としています。

安倍政権は、1月29日に一般会計で総額92兆6千億円の13年度政府予算案を閣議決定しました。この政府予算案は財政制度審議会の報告にもとづき、地方公務員・教職員・独立行政法人職員の賃下げを前提として、約4千億円の地方交付税、約600億円の義務教育費国庫負担金、独立行政法人運営費交付金を削減することを盛り込まれています。安倍政権は13年度予算案を2月中に国会提出し、大型連休前に成立させることをねらっています。

(3) 安倍政権は1月24日、①国家公務員の平均7.8%の賃下げ中は人事院勧告を実施しないとした民主党政権時の閣議決定を見直し、来年1月から2012年人事院勧告を実施する、②2013年度の地方公務員給与を国家公務員の賃下げに準じて必要な措置を講ずるよう要請する、ことを主な内容とする閣議決定を行いました。また、1月28日には新藤総務相が都道府県及び市区町村の知事や市区町村長などの首長、議会議長宛に、閣議決定の内容に従って「当面の対応策として…緊急に願います」とする「書簡」を送っています。

(4) 政府は2月13日に全国総務部長会議を開きました。その場で1月24日の閣議決定および1月28日付けの総務大臣の要請文書をもとに、以下のような具体的な説明を交えて、今年7月より地方公務員の給与を昨年4月からの国家公務員給与の減額措置に準じて平均7.8%削減することを強く求めました。

①今回の給与削減措置は、「地方の給与が高いからとか、財政状況の改善のためではなく、消費税増税への国民の理解を得るため、公務員が範を示すためのもの」（坂本総務副大臣あいさつ）

②給料の引き下げは、都道府県ごとのラスパイレス指数と参考値の差（図1）。給料に連動した手当も減額の対象。一時金は国に準じた9.77%の減額が基本。管理職手当は一律10%の減額が基本。

③地方交付税については、地方公共団体の対応のいかんにかかわらず、7月分の給与削減に見合う額を一律減額する

- ④地方が過去に行ってきた給与削減措置は考慮せず、あくまで2012年4月時点の水準が問題である
- ⑤人員削減などではなく、あくまで給与水準の引き下げを求めている
- ⑥各地方公共団体の取組・進捗状況（作業の取組状況、できた条例、独自の給与削減の取組）等を随時調査・公表予定である

2、政府による公務員賃下げ攻撃の問題点

（1）憲法違反の賃下げ法廃止こそ、真っ先に行うべきことです

安倍政権は国家公務員への平均7.8%の賃下げ法を根拠に地方公務員にも同様の措置をとることを地方自治体に求めています。しかし、当時の民主党政権がまともな労使交渉による合意の努力を一切行わず、民自公の談合による議員立法で国家公務員への賃下げ法を強行成立させたことが、憲法を幾重にも蹂躪する誤りでした。憲法違反の賃下げ法廃止こそ求められます。

（2）地方自治への重大な介入・干渉は許されません

安倍政権は、地方公務員への賃下げについて、地方公務員法などにもとづく「技術的助言による要請」だとしています。しかし、その手法は「7月からの平均7.8%の給与削減と12月の一時金10%削減に相当する地方交付税と義務教育費国庫負担金を減額する」というものです。しかも、賃下げ幅もラスパイレス比較で細かく規定し、「とにかく国家公務員より上回る賃金は認めない」というものであり、「要請」ではなく「強制」にほかなりません。これは、憲法・地方自治法に明確に違反する地方自治の侵害です。

そもそも、国家公務員への賃下げ提案が行われた際の政府交渉では、交渉の当事者であった当時の片山総務大臣は「地方への波及は遮断する」と明言しました。また、労働基本権回復を想定した「自律的労使関係制度の先取りだ」とも回答しています。政権交代があつたとしても政府が労働組合との交渉の場で明確に回答したことは遵守することが使用者たる政府の責務です。しかも、地方のことは地方で決めることが当たり前であり、政府が地方交付税や義務教育費国庫負担金を削減することで、無理矢理に政府方針に地方を従わせることは、地方自治へのあからさまな介入です。

（3）公務労働者のみならず、すべての労働者・国民の生活と地域経済を破壊します

人事院がおこなった昨年8月の勧告で、賃下げ法の実施により国家公務員の月例給が平均2万8883円もの減額が明らかになりました。一時金も一律10%削減されています。そのため国家公務員の生活は大きな打撃を受けています。健康保険や年金などの社会保険料や所得税・住民税、子どもの学費などは自らの努力では切り詰めることはできません。全労連公務部会が昨年6月にとりくんだ家計簿調査における自由記述では、全教・教組共闘連絡会の回答者からは「毎月ギリギリの生活で、妻のパート収入が無ければ完全に赤字です」「食べ盛りの男子が2人いるので食費はあまり削れない。年上の子の大学受験を控えている。今以上に収入が減り、消費税が上がるとなると不安である」など悲痛な声が寄せられています。また、国に準じた地方公務員の賃下げは、13春闘における民間労働者の賃下げの口実となります。国

民消費はGDPの6割を占めています。労働者への賃下げは消費購買力を低下させ、地域経済をますます冷え込ませることになります。安倍政権がかかげる「経済再生」とも矛盾します。

(4) 消費税増税と生活保護基準の切り下げ、最低賃金引下げを国民に押し付ける悪政は許せません

政府が2月13日に開いた全国総務部長会議で坂本総務副大臣が、公務労働者の賃下げの理由を「消費税増税に国民の理解を得るため」と発言しています。公務労働者と民間労働者や国民との分断をはかるねらいを自ら暴露したものです。公務員賃金は民間労働者の賃金だけでなく、生活保護基準や最低賃金とも密接に関連しています。消費税増税の押しつけや社会保障改悪など安倍政権がすすめようとする国民犠牲の悪政を推進するための分断攻撃を許すわけにはいきません。

(5) デフレ経済からの脱却をかかげる安倍政権の経済政策とも矛盾します

安倍政権は「デフレ・円高からの脱却を最優先に、名目3%以上の経済成長」を謳い文句に、経済政策をすすめるとしています。しかし、全労連などの主張とともにマスコミも「物価だけが先行して上昇し、給料などが増えなければ、暮らしの影響は深刻だ」などの指摘をするなかで、安倍首相自らが経団連など経済3団体に「業績が改善している企業は、報酬の引き上げを検討してほしい」と要請しています。国家公務員への賃下げと地方への賃下げ押しつけをやめることは、安倍政権が直ちにできることです。しかも、デフレ不況からの脱却にも有効です。

3、具体的なとりくみ

(1) 政府および自治体当局に対する要求署名運動のとりくみ

- ① 地方公務員に対する賃下げ押しつけに反対する政府と地方行政当局に対する以下の二つの要求署名運動をすべての教職員を対象にとりくみます（なお、政府宛の要求署名と署名推進ビラについては、3月末までに構成組織に送付する予定です）。
 - 1) 賃下げを押しつける安倍政権に対する怒りと抗議を込めた要求署名
 - 2) 地方自治と公務労働、地方公務員の生活を守ることを求める自治体当局と教育委員会に対する要求署名
- ② 署名運動は、国会における2013年度予算審議と6月地方議会を見すえ、5月中旬を最終集約とします。
- ③ 要求署名運動のとりくみを職場からすすめるため、署名推進ビラを作成し、3月中旬に構成組織に送付します。

(2) 公務・民間共同の13春闘と結合し、国民世論を握るとりくみ

- ① 地方公務員への賃下げ押しつけ反対のたたかいを官民共同の13春闘と結合し、「地域総行動」・「春闘ビラ」を活用した地域宣伝に積極的にとりくみます。このとりくみを通じて、公務員バッシングをはね返す力を強めます。
- ② 公務・民間の「賃下げの悪循環」を許さないとの立場から、民間労組との共同した

たたかいを重視します。そのために、公務員賃金の引き下げは地域経済・自治体財政にも影響することを訴えて、地域から公務員賃下げ反対の声をひろげます。

- ③ 「賃上げでこそデフレ脱却」という大義と道理のある主張をかかげ、公務・民間、正規・非正規など、すべての労働者の賃金底上げをめざすなかで、公務員賃下げ攻撃を公務・民間の共同の力ではね返すことをめざします。

(3) 地方段階におけるとりくみ

- ① 自治体当局と任命権者に対する要求署名運動を背景に折衝と交渉を進めると同時に、地方議会、および人事委員会への要請にとりくみます。
- ② 要請については、公務産別の共同を基本に、地方労連や民間労組にも呼びかけ、共同の取り組みを追求します。

以上

(図1)

